

首都圏 命にかかわる

東海第2差し止め判決

「福島に報いた」

「勝った。私たちが頑張ったからよ」。

30日圏内に全国の原発で最多の94万人を抱える日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）の運転差し止めの判決が下された18日、水戸地裁前は歓声に包まれました。

地裁前に詰め掛けた

支援者を前に「勝訴」

「首都圏も守られた」の手持ち旗が掲げられると、「やったー」という声が上ががり、提訴から8年半のたたかいをねぎらい合う姿が見ら

れました。

原告団事務局の伊藤

博久さん（38）は「非常にうれしい。2011年1月に長男が生まれ、その後、福島第1の事故があり命の重さを計る大切な裁判だと

思っていた」と顔を紅潮させて語りました。

東海第2原発から直線距離で1キ強に自宅がある小林栄次さん（71）は「事故が起これば、二度と帰ってこれない場所に住んでいる。判決を受け止め、県民の命と暮らしを守るためには廃炉しかない」と断言。

報告集会では、原告団の大石光伸共同代表が拍手に包まれながら「首都圏4千万人の命に関わる判決。みなさんの毎日の暮らし、命



東海第2原発差し止め訴訟 訴訟

東海第2原発の運転差し止めを求め入廷する原告・弁護団＝18日、水戸地裁前

解説

「東海第2原発所の原子炉を運転してはならない」。判決が言い渡された瞬間、法廷内は安堵（あんど）の雰囲気にも包まれました。提訴から8年半。首都圏唯一の原発に運転の差し止めを命じる画期的な判決が下されました。

水戸地裁の前田英子裁判長は、周辺人口94万人を抱える同原発の立地性を重大視。原発事故に伴う避難の困難性を強調しました。

判決は原子炉を設置する際の5段階の「安全対策」（深層防護）に言及。このうち、放射性物質が大量に放出された場合を想定した第5の防護レベルを達

人口密集地 避難容易でない

成するためには「実現可能な避難計画と、実効し得る体制が整備されていなければならぬ」と指摘し、「人口密集地帯の原子力災害における避難が容易ではないことは明らか」と断じました。

また判決は、原子炉の運転により発生した事故は「他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる」と指摘。「深層防護」の一つでも失敗すれば事故が進展し「多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねない」と主張し、「人格権侵害の具体的危険がある」と述べました。

（茨城県・高橋誠一郎）